

令和7年度 目黒区学習指導講師(短時間)募集要項

目黒区教育委員会では、区立小学校において少人数指導・ティームティーチングを中心とした学習指導等を行い学力の向上を図るため、学習指導講師（短時間）（会計年度任用職員）を募集しています。学習指導に意欲と使命感をもって取り組んでいただける方のご応募をお待ちしています。

※地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。



- 1 職名
学習指導講師（短時間）
- 2 募集期間
令和6年12月2日（月）から令和7年1月6日（月）まで
- 3 募集方法
(1) 区のホームページに募集記事を掲載します。
(2) 小学校教員免許取得可能大学に募集案内を送付します。
- 4 募集人数
2名程度
- 5 選考方法
書類審査・面接
○第一次選考 書類審査
○第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ）
- 6 応募資格
令和7年4月1日現在、小学校教諭普通免許状を有している者＜年齢不問＞
（令和7年3月31日までに取得見込みの者も含む。）

なお、下記（1）～（6）のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回ることとなる者
 - (5) 教育職員免許法第十条第一項第二号 又は第三号 に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - (6) 教育職員免許法第十一条第一項 から第三項 までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

7 職務内容

- (1) 少人数指導・ティームティーチングを中心とした学習指導など
※少人数指導については、基本的に単独で指導を受け持つて頂きます。
※教科については、勤務校により異なります。
- (2) 特別活動や一日を通じての児童の生活指導
※クラブ活動・委員会活動への参加や、校外学習等の引率を行うこともあります。
- (3) その他（教材準備等）
※一定の校務分掌を担っていただく場合があります。
なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。

8 雇用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

9 勤務態様

年間129日・1日4時間勤務

※おおむね週3日（月～金の間で）勤務となります。土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は勤務日ではありませんが、あらかじめ学校行事（運動会・学芸会等）で休日等に勤務を割り振られた場合は勤務日となります。

10 勤務時間

1日4時間

※始業開始時間は学校ごとに異なります。

（例：始業時間が8時15分の場合は、8時15分～12時15分までの勤務）

※具体的な勤務日及び勤務時間は、勤務先の学校長が学校の事情に応じて割り振ります。ただし、業務執行上必要がある場合は、1日の勤務時間の割り振りや勤務日を変更する場合があります。

11 勤務場所

目黒区立小学校（具体的な勤務校は採用後に決定します。）

※敷地内禁煙

12 報酬額等

月額約72,720円（地域手当相当額を含む）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します。（期末・勤勉手当等は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

13 休暇等

年次有給休暇は7日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、夏季休暇、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

14 災害補償

公務上または通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法または特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例等により補償されます。

15 社会保険及び雇用保険の適用

年間平均の週勤務時間が20時間未満のため、厚生年金、健康保険、雇用保険の適用はありません。

16 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書（市販の履歴書に最近3か月以内に撮影した写真を貼付したもの）

※ 令和7年度期限付任用教員採用候補者名簿に登載されている方は、その旨を必ず履歴書に記入してください。

イ 小学校教諭普通免許状の写し（免許取得見込み者は免許状取得見込証明書）

(2) 提出期限

令和7年1月6日（月曜日）【必着】

(3) 提出方法

封筒の表面に「学習指導講師希望（短時間）」と明記し、目黒区教育委員会事務局 教育指導課 指導事務係宛て郵送または持参してください。

(4) 注意事項

応募書類は返却いたしません。

17 郵送先・問い合わせ先

郵便番号 153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区教育委員会事務局 教育指導課指導事務係（目黒区総合庁舎本館5階）

担 当 近藤

電話番号 03-5722-9312（直通）

Eメール sidou01@city.meguro.tokyo.jp

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで

以 上